

「市長への手紙」HP掲載データ（令和5年2月分）

見出し	0502-1 久慈市衛生班連合会について
ご意見	久慈市衛生班連合会の職員が、なぜ市役所で勤務しているのか
回答	久慈市衛生班連合会（以下、「市衛連」）についてではありますが、「久慈市衛生班連合会会則」（以下、「会則」）第1条のとおり、市民相互の連携強化を図り、もって自然豊かな住みよい郷土の建設に寄与することを目的に設置されている組織であり、各町内会等を母体とした単位衛生班で構成され、現在の会員数は、164班となっております。また、会則第14条第2項のとおり、事務局長（市生活環境課長）と事務局職員として1名が、市衛連会長から任命され、会則第2条により、久慈市役所内（生活環境課）に事務局を置き、勤務しております。ただし、市の行政組織に属する組織ではございません。
担当課	生活環境課 電話：0194-54-8003

「市長への手紙」HP掲載データ（令和5年2月分）

見出し	0502-2 久慈川堤防の草刈り
ご意見	堤防の維持管理は県であると理解していた。久慈市衛生班連合会に河川障害物除去業務として委託している旨の回答があったが、委託方法を教えてほしい。
回答	委託方法についてではありますが、住民自らが地域の清掃活動を行うことで地域の景観及び環境保全に対する意識向上が期待されること、また、本業務は二級河川久慈川だけではなく他二級河川も対象となっており実施場所が市内全域に点在しているうえに広範囲であるため、市衛連が本業務を適切に実施できる唯一の団体であると判断されることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約としております。
担当課	生活環境課 電話：0194-54-8003

「市長への手紙」HP掲載データ（令和5年2月分）

見出し	0502-3 久慈市衛生班連合会の会費
ご意見	県が、久慈市衛生班連合会に河川障害物除去業務として委託している旨の回答があったが、会費はどのようなになっているのか。
回答	会費についてであります。会則第17条のとおり、1世帯年額400円を単位衛生班長が取りまとめることとしているため、会費の徴収形態については単位衛生班に一任していると、市衛連事務局から伺っているところであります。
担当課	生活環境課 電話：0194-54-8003

「市長への手紙」HP掲載データ（令和5年2月分）

見出し	0502-4 久慈市衛生班連合会事務局の人件費
ご意見	久慈市衛生班連合会事務局の人件費として支出しているのはなぜか。
回答	事務局の人件費についてではありますが、会則に則り任命している事務局職員の人件費を必要経費として、会則第16条により会費等を充てていると、市衛連事務局から伺っているところであります。
担当課	生活環境課 電話：0194-54-8003

「市長への手紙」HP掲載データ（令和5年2月分）

見出し	0502-5 草刈りの手当て
ご意見	草刈りを実施した場合の手当てについて
回答	草刈りに対する手当等についてではありますが、各単位衛生班からの草刈りに出た人数及び草刈り機稼働台数の報告に基づき、受託金を割り振り交付していると、市衛連事務局から伺っているところであります。また、交付方法につきましては、各単位衛生班の希望に基づき、町内会等名義の口座への振込、もしくは現金手交のどちらかにおいて、確実に交付しているとのことですので、単位衛生班受領後の取扱いについては、各町内会等にお問い合わせいただくようお願いいたします。
担当課	生活環境課 電話：0194-54-8003

「市長への手紙」HP掲載データ（令和5年2月分）

見出し	0502-7 久慈川堤防の草刈りの契約
ご意見	久慈川河川堤防の草刈りの契約はあったのか。
回答	<p>久慈川堤防の草刈りにおける契約についてであります。県北広域振興局（土木部）から市（建設部）が受託し、市（建設部）と市衛連の間で「二級河川久慈川ほか久慈市内河川維持修繕（草刈）業務委託」として契約いたしております。また、市衛連は、会則第4条第1項のとおり、各町内会等を母体とした単位衛生班で構成されている組織であることから、草刈りを含む早朝1時間清掃は、市と市衛連の共同で住民及び会員参加を呼びかけ、公園、道路及び河川等公共の場所の清掃美化を推進し、もってきれいな住みよいまちづくりを実現することを目的とし、住民自らの周辺環境を整える奉仕活動としてお願いしております。</p> <p>なお、市が管轄する公園・道路の管理につきましては、市職員による維持作業のほか、管理を町内会や市内業者へ委託するなど、適切な維持管理に努めているところでありますが、作業範囲が広範囲に及び行政の手が行き届かないところがあるため、早朝一時間清掃の実施など、市民の皆様や市内の事業者などからご協力をいただいております。今後とも、官民協働による地域内環境の美化についてご理解とご協力をお願いいたします。</p>
担当課	生活環境課 電話：0194-54-8003

「市長への手紙」HP掲載データ（令和5年2月分）

見出し	0502-8 久慈川河川堤防の契約や保険、管理について
ご意見	久慈川河川堤防の契約や保険、管理について教えてほしい。
回答	<p>契約、保険、管理者等について、まず、草刈りの契約につきましては、前述の1-7.でお答えしたとおりとなります。</p> <p>市と市衛連の共同で実施している早朝1時間清掃における保険につきましては、市で加入する「全国市長会市民総合賠償補償保険」を適用しております。</p> <p>管理者につきましては、具体的な箇所をお示しのうえ、お尋ねいただければ、所管機関等をご案内いたします。</p> <p>なお、今後とも市民と事業者及び行政が一体となり、環境の保全と創造に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えておりますので、より一層のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。</p>
担当課	生活環境課 電話：0194-54-8003

「市長への手紙」HP掲載データ（令和5年2月分）

見出し	0502-9 下水道工事について
ご意見	天神堂の工事の際、下水溝の下部が陥没したままで、雨水が流失しない状況であり又、コンクリートの蓋も破損して危険であるので、対応をお願いしたい。
回答	当該箇所につきましては、下水道整備に伴う舗装本復旧工事を予定していることから、道路管理者と協議しながら、対応してまいります。
担当課	上下水道整備課 電話：0194-52-2189